

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年六月二二日法律第三七号)

一、提案理由(平成二十五年五月二二日・参議院環境委員会)

○国務大臣(石原伸晃君) たいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

絶滅のおそれのある野生動植物の種については、我が国に生息し、又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種を国内希少野生動植物に指定し、その捕獲及び譲渡し等の規制並びに保護増殖事業の実施等を行うとともに、国際的に種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種についても国際希少野生動植物に指定し、その譲渡し等の規制等を行うことにより、生態系及び自然環境の重要な一部である野生動植物の種の保存に寄与しているところです。

また、生物多様性基本法が平成二十年に制定され、さらに、平成二十二年の生物多様性条約第十回締約国会議において採択された愛知目標の中に、既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止されることが位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を一層推進することが求められています。

一方、希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されるものが多く、違法な譲渡し等の再犯事例も発生しており、悪質な違法取引が後を絶たない状況にあります。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策を一層強化するための措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、法の目的において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることが、良好な自然環境の保全のみならず生物多様性の確保にもつながることを明らかにすることとしております。

第二に、国の責務として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図ることを明記することとしております。

第三に、希少野生動植物種の個体等に関して、販売又は頒布の目的で広告することを原則として禁止することとしております。

第四に、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続を改善し、個体等の区分又は主な特徴等に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換え交付等の手続を新設することとしております。

第五に、国内希少野生動植物種の保護増殖事業の円滑化を図るため、国及び地方公共団体以外の者が、環境大臣の認定を受けた保護増殖事業として行う個体等の譲渡し等について、環境大臣の許可を要しないこととしております。

第六に、国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとするとしております。

第七に、罰則において大幅な強化を図り、希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等に関する罰則の上限を引き上げることとしております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成二五年五月二四日)

○北川イツセイ君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策を推進するため、希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する罰則を強化するとともに、希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布をする目的での広告の禁止、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続の改善等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための施策を強化するため、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するとともに、特定外来生物が付着し又は混入しているおそれがある輸入品の検査等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国内希少種について二〇二〇年までに三百種を追加指定すること等の確認、環境省のレッドリスト掲載種と国内希少種との関係、国内希少種等の選定に係る調査等を行うための専門家による常設の科学委員会を設置する必要性、特定外来生物との交雑種による被害の実態及び今後の対応方針、国内由来の外来種による被害の事例及び対策の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局いたしましたところ、まず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会の西村理事より、附則の検討条項に、検討を加える対象として、国内希少野生動植物種の選定等の制度の在り方を追加することを内容とする修正案が、次いで、みどりの風の舟山委員より、国内希少野生動植物種等の指定等に関し、科学的知見に基づいて調査等を行う常設の委員会を新たに設置すること等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

なお、舟山委員提出の修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石原環境大臣より政府としては反対である旨の発言がありました。

順次採決の結果、舟山委員提出の修正案は賛成少数をもって

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

否決され、西村理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

……(略)……
なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年五月二三日)

○西村まさみ君 私は、ただいま議題となっており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表いたしました、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

内閣提出の法律案は、これまで取り組むべきとされてきた課題に対応したものと理解しておりますが、愛知目標達成に向けた積極的かつ迅速な種の指定拡大、選定後の効果的な保護を実現するためには依然として不十分な点が多く、新たな制度の構築について改めて検討する必要があると考えます。

本修正案は、これらを踏まえ、改正法附則の検討条項を、「政

府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と改めるものであります。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月三三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(以下「保全戦略」という。)を始め、総合的な施策を策定・実施すること。

二、「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機

動性の高いものとする。

三、「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。

四、改正法施行後三年の見直しに向けて、以下の取組を行うこと。

1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。

2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。

3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。

4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクログリップ、脚環、ICタグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へもICタグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。

五、希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、二〇二〇年までに三百種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこ

と。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。

六、生物多様性基本法第八条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。

七、生物多様性基本法第二十四条、改正法第五十三条第二項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。

八、改正法附則第七条に基づき、改正法施行後、速やかに、今回の改正内容のみならず、種の保存法全体について見直しを開始し、改正法施行三年後に速やかに必要な措置を講ずること。

九、中央環境審議会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、前項の種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

十、海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うこと。また、候補種選定の際、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に選定の対象とすること。

十一、近年、地球温暖化に伴う急激な気候の変化によって、ホッキョクグマ、サンゴなどの種や生態系への影響が世界的に顕著になり始めていることに鑑み、我が国政府は、カンクン合意を踏まえつつ、低炭素社会に向けての新たな世界的な枠組みの構築のため、二〇二〇年からの実施を目指し法的文書の合意を二〇一五年までに得ることに付いて、リーダーシップを発揮すること。
右決議する。

三、衆議院環境委員長報告（平成二五年六月四日）

○吉野正芳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を推進するため、希少野生動植物種の個体等の譲り渡し等に関する罰則を強化するとともに、希少野生動植物種の個体等の販売または頒布をする目的での広告の禁止、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する変更登録等の手続の新設等、所要の措置を講じようとするものであります。

……(略)……

両法律案は、参議院先議に係るもので、種の保存法改正案につきましては修正議決の上、本院に送付され、五月二十九日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月三十一日、石原環境大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取し、また、参議院における種の保存法改正案の修正部分について修正案提出者から趣旨の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(以下「保全戦略」という。)を始め、総合的な施策を策定・実施すること。

二 「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機動性の高いものとする。

三 「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。

四 改正法施行後三年の見直しに向けて、以下の取組を行うこと。

1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。

2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。

3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。

4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクログリップ、脚環、ICタグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へもICタグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。

五 希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、二〇二〇年までに三百種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。

六 生物多様性基本法第八条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。

七 生物多様性基本法第二十四条、改正法第五十三条第二項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。

八 改正法附則第七条に基づき、改正法施行後、速やかに、今回の改正内容のみならず、種の保存法全体について見直しを開始し、改正法施行三年後に速やかに必要な措置を講ずること。

九 中央環境審議会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、前項の種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

十 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立つてその希少性評価を適切に行うこと。また、候補種選定の際、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に選定の対象とすること。

十一 近年、地球温暖化に伴う急激な気候の変化によって、ホッキョクグマ、サンゴなどの種や生態系への影響が世界的に顕著になり始めていることに鑑み、我が国政府は、カンクン合意を踏まえつつ、低炭素社会に向けての新たな世界的な枠組みの構築のため、二〇二〇年からの実施を目指し法的文書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

一三三

合意を二〇一五年までに得ることについて、リーダーシップを発揮すること。